薬食化発第 0914001 号
平成１９年９月１４日

各{都道府県 保健所設置市 特別区}衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室長

過酸化水素製剤等に係る適正な管理等の徹底について

標記については、平成１７年３月２９日付薬食発第 0329007 号厚生労働省医薬食品局長通知（別添１）により、貴管下の薬局開設者、医薬品一般販売業者、医薬部外品製造業者及び毒物劇物営業者に対する指導をお願いしているところです。

本年５月、過酸化水素製剤（オキシドール等）等爆発物の原料となる化学物質を薬局等より購入し、爆発物が製造される事件が発生いたしました。本件については、現在公判中でありますが、新たに把握した情報によると、薬局の店員より、取引実績のない顧客から不審な在庫の問い合わせがあったとの通報が警察にもたらされ、そのことが、事件の発覚と被疑者の逮捕に繋がりました。

つきましては、今後も、類似の事件の発生を未然に防止するため、過酸化水素製剤等に係る適正な管理等の徹底について万全を期す必要があることから、貴職におかれましては、上記通知の内容について、引き続き指導の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

埼玉県 収受 19.9.19 薬務課

別添1

薬食発第0329007号
平成17年3月29日

各 都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長

過酸化水素製剤等に係る適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、かねてより種々ご配慮をわずらわせているところでありますが、近年の過酸化水素を使用した手製爆発物の製造及びそれら手製爆発物を用いた事件が相次いで発生している状況等に鑑み、内閣官房に設置された国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において策定された「テロの未然防止に関する行動計画（平成１６年１２月１０日）」において、先般、過酸化水素（オキシドール等）等爆発物の原料となる化学物質の管理を強化することとされたところであります。

つきましては、過酸化水素製剤等の適正な管理等の徹底について、平成１１年１月１３日付医薬発第３４号厚生省医薬安全局長通知「毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について」等を踏まえ、下記のとおりとすることとしたので、貴管下の薬局開設者、医薬品一般販売業者、医薬部外品製造業者及び毒物劇物営業者に対する指導につき遺漏なきを期すようお願いいたします。

記

１．薬局開設者及び医薬品一般販売業者に対し、過酸化水素製剤について、盗難防止措置の徹底等当該製剤の適切な管理につき改めて指導するとともに、一般消費者に当該製剤を販売するに当たっては、必要に応じて、身元及び使用目的について確認した上で行うこととし、使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等当該製剤の安全な取扱いに不安があると認められる者には、販売を差し控えるとともに、当該者の不審な動向について速やかに警察に通報すること。

２．過酸化水素製剤を製造する医薬部外品製造業者に対し、一般消費者に当

該製剤を販売する者において１と同様の管理・販売がなされるよう、卸売販売業者等を通じて当該製剤を一般消費者へ販売等する者に周知すること。

３．毒物劇物営業者に対し、トリアセトントリパーオキサイド（ＴＡＴＰ）や硝酸尿素等の爆発物の原料となるおそれのある、毒劇物たる過酸化水素や硝酸等の盗難防止措置を徹底すること。また、一般消費者への毒劇物たる過酸化水素や硝酸等の販売を自粛するとともに、譲渡に当たって、毒物及び劇物取締法第１４条に定められた手続を遵守し、譲受人の身元及び使用目的について十分確認した上で行うこととし、使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等当該製剤の安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向について速やかに警察に通報すること。

【参考１】

テロの未然防止に関する行動計画（抄）
（平成１６年１２月１０日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

第３　今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策
３　テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化
⑨　爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化

ＴＡＴＰ（トリアセトンートリパーオキサイド）等爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料となる化学物質の中には、例えば、過酸化水素（オキシドール等）のように薬局等で誰でも容易に入手することができるものも存在する。

そこで、厚生労働省、経済産業省及び農林水産省は、平成１６年度中に、通達により関係業界等に対し爆発物の原料となる化学物質の管理の強化について指導することとする。

また、警察庁は、通達の実施状況を見つつ、関係省庁の協力を得て、爆発物の原料の管理強化に向けた追加的措置の必要性について検討を行い、平成１８年度中に結論を得て必要な措置を講ずることとする。

【参考２】

「毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について」
（平成１１年１月１３日医薬発第３４号各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生省医薬安全局長通知）

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）並びに向精神薬等の医薬品の監視取締りについては、かねてより種々ご配慮を煩わせているところである。

毒劇物の適正な保管管理及び販売については、平成１０年７月２８日付けの当職通知によりその徹底を図っていただいているところであるが、今般、シアン化合物を北海道下からの配送により無許可で譲渡したと見られる事件や、東京都下においてクロロホルムを使用したと見られる事件が相次いで発生するなど、毒劇物の適正な保管管理及び販売の徹底には一層の万全を期すことが求められている。また、神奈川県下においては向精神薬及び劇薬を使用したと見られる事件が発生したところであり、これら保健衛生上特段の注意を要する向精神薬、毒薬及び劇薬（以下「毒劇薬」という。）及び要指示医薬品についても、その適正な保管管理及び販売の徹底に万全を期すことが求められている。

こうした点にかんがみ、貴職におかれては、左記のとおり、貴管下業者等に対する指導等をよろしくお願いいたしたい。

記

一　毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対して、毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）第１１条に基づき、毒劇物が適正に保管管理されているか早急に点検するよう改めて指導すること。

二　毒物劇物営業者に対して、毒劇物の譲渡に当たっては、毒劇法第１４条に定められた手続を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元（法人にあっては当該法人の事業）について十分確認を行った上で、さらに、毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うよう指導すること。

その上で、譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向については速やかに警察に通報するよう指導すること。

また、毒劇物販売業者に対して、家庭用劇物以外の毒劇物の一般消費者への販売を自粛するよう引き続き指導すること。

三　向精神薬取扱者に対して、麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という。）

第５０条の２１に基づき、向精神薬が適正に保管管理されているか早急に点検するよう指導すること。

四　向精神薬小売業者に対して、向精神薬の譲渡に当たっては、麻向法第５０条の１７の規定を遵守するよう指導するとともに、薬剤師法第２４条に基づき、処方せん中に疑義があるときには、当該処方せんを交付した医師等に問い合わせて疑義を確認した後に調剤を行うよう指導すること。

五　薬局及び医薬品販売業者に対して、薬事法第４８条に基づき、毒劇薬が適正に保管管理されているか早急に点検するよう指導すること。

六　薬局及び医薬品販売業者に対して、毒劇薬の販売等に当たっては、薬事法第四六条に定められた手続を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認を行うこと。

その上で、譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向については速やかに警察に通報するよう指導すること。

七　薬局及び医薬品販売業者に対して、要指示医薬品が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じるよう指導すること。

八　薬局及び医薬品販売業者に対して、要指示医薬品の販売等に当たっては、薬事法第４９条第１項の規定を遵守するよう指導するとともに、薬剤師法第２４条に基づき、処方せん中に疑義があるときには、当該処方せんを交付した医師等に問い合わせて疑義を確認した後に調剤を行うよう指導すること。

また、指示による要指示医薬品の販売等に当たっては、同条第２項及び第３項に定められた手続を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認を行い、その上で、譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向については速やかに警察に通報するよう指導すること。

九　近時、インターネット等を活用して医薬品や毒劇物の広告を行っている事例が見受けられるが、虚偽・誇大な医薬品の広告や承認前医薬品の広告に該当するか否かという観点に加え、無許可・無登録販売を前提とした広告ではないかという観点からも、こうした広告に対する十分な監視を行い、薬事法又は毒劇法に違反する事実が確認された場合には、販売の中止を指導するとともに、必要に応じて厳正な対応を行うこと。